

移行期間終了後の英国ビジネス関連制度
北アイルランドにおける/を介在する
EU・英国間の通関手続き、
税務（関税・VAT）、基準認証

2021年2月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ロンドン事務所

海外調査部

【免責条項】

本報告書は2021年1月31日現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントはジェトロの判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。本報告書で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本報告書で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロは一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

禁無断転載

〈目次〉

1. EU 離脱前の制度概要	1
2. アイルランド/北アイルランド議定書とその完全実施に関する合意	1
(1) アイルランド/北アイルランド議定書の概要	1
(2) 英国内市場法案の経緯と議定書の実施に関する合意	2
3. 2021 年 1 月以降の北アイルランドが関わる手続き	3
(1) 物品の移動と通関手続き	3
① 北アイルランドからグレートブリテンへの物品の移動	3
② グレートブリテンから北アイルランドへの物品の移動	4
③ 北アイルランドと EU 加盟国との間の物品の移動	7
④ 北アイルランドと EU 域外国との物品の移動	8
(2) 2021 年 1 月以降の工業物品に適用されるルール	8
① 工業製品の上市と基準認証	8
② 化学品と REACH（化学品の登録、評価、認可、制限）規則	11
③ 医療機器	12
④ 医薬品	12
⑤ 自動車の型式認証	13
(3) 2021 年 1 月以降の税務	14
① 付加価値税（VAT）の扱い	14
② 物品税の扱い	15
4. その他参考情報	16

〈図表目次〉

表 1： 上市する市場別に必要な基準適合マーク	10
表 2： 物品の動きと VAT の取り扱い	15
表 3： 物品税対象の物品の動きに対する物品税の取り扱い	15

1. EU 離脱前の制度概要

北アイルランドを含む英国は、EU 離脱前は EU 単一市場および関税同盟の一部であり、北アイルランドとアイルランドの間のモノや人の移動は自由であった。また、取引に税関手続きも不要であり、その後の移行期間中も同様なビジネス環境が継続していた。英国とアイルランドが共に EU 加盟国であることを前提として、1998 年に「ベルファスト合意（聖金曜日の合意）」が成立して北アイルランド紛争を終結させ、北アイルランドとアイルランドの間には物理的な国境管理（ハードボーダー）も設けられていなかった。

しかし英国の EU 離脱が決まり、離脱交渉の中で浮上した最大の課題が北アイルランド問題であった。英国と EU の間で唯一の陸続きの国境である北アイルランドとアイルランドの間に新たにハードボーダーを設けることは、北アイルランド和平の基盤である「ベルファスト合意」を揺るがすためである。英国と EU は、英国の EU 離脱後もアイルランド島にハードボーダーを設けないことでは一致していたものの交渉は難航し、最終的に 2019 年に締結した離脱協定¹の中で「アイルランド/北アイルランド議定書（プロトコル）」を定めた。この議定書は、北アイルランドが事実上、物品に関する EU 単一市場に留まることなどを定めたもので、EU 離脱後の移行期間終了後に直ちに発効した。

2. アイルランド/北アイルランド議定書とその完全実施に関する合意

(1) アイルランド/北アイルランド議定書の概要

アイルランド/北アイルランド議定書（以下、「議定書」）²の要点は以下の通り。

- 北アイルランドは英国の関税領域として英国の関税率と英国が第三国と結んだ自由貿易協定（FTA）が適用され、EU が締結した FTA は適用されない。
- EU 単一市場との整合性を維持するため、単一市場に関する一部規制に準拠する。この規制には議定書の付属書に示された物品（農産物や衛生植物検疫なども含む）、知的財産、付加価値税（VAT）、物品税、国家補助に関する EU のルールがある。
- 北アイルランドには EU 関税法典が適用され、英国のその他地域であるグレートブリテン島（以下、「グレートブリテン」）との物品取引は通関の対象となる。
- 北アイルランドと EU の間の物品の移動には、通関手続きや管理は適用されない。
- 議定書で定めた新たな枠組みは、移行期間終了時に導入される。移行期間終了から 4 年後に、議定書の適用を継続する是非を北アイルランド議会が決定する。継続が決まれば、その際の議会の投票結果に応じて、その後 4 年、もしくは 8 年後に議会で投票を行う。また、4 年後、もしくは 8 年後には、また同様な議会での投票を経て、継続

¹ The Withdrawal Agreement (12 November 2019)[https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:12019W/TXT\(02\)&from=EN](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:12019W/TXT(02)&from=EN)

² Protocol on Ireland/Northern Ireland
https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/840230/Revised_Protocol_to_the_Withdrawal_Agreement.pdf

の有無を決定する。議会が継続を拒否すれば、適用期間終了から2年の猶予を経て終了となるため、その間に英 EU 合同委員会³が対案を提示する。

(2) 英国内市場法案の経緯と議定書の実施に関する合意

英国政府は2020年9月初め、国内市場法案⁴を下院に提出した。これは移行期間終了後の英国内の各地域（イングランド、ウェールズ、スコットランド、北アイルランド）間で物品とサービスの円滑な取引に向けたルールを定めたものである。しかし、この中で議定書の一部内容について、英政府の所轄大臣の判断で一方向的に改変や適用しないことを決める規定を含めていた⁵。これは議定書の内容を実質的に無効とするものであった。これに対し欧州委員会は声明⁶を発表し、離脱協定の条項と国際法に違反するとの見方を示し、さらに英国側が2020年9月末までに問題の箇所を削除しなかったとして、法的措置を取ることを明らかにした⁷。しかし、英国とEUが12月8日に議定書の完全な実施で最終的に合意したことにより、英国政府は国内市場法案で問題となっていた条項を削除することを決めた⁸。英 EU 合同委員会は、主に以下の点について、決定を下した⁹。

- 議定書のもとで、英国当局が北アイルランドでEU法を適用して検査・管理をする際のEU代表の権利行使に関する取り決め。
- EU市場に移送されるリスクのある（at risk）物品の基準の決定。
- グレートブリテンに移動する北アイルランドの物品に関し輸出申告を不要とする決定。
- 北アイルランドの農漁業に対する英国の国家補助に対するEUのルールの適用除外。

³ 離脱協定を実行に移すため設けられ、英国とEUの代表者で構成される。アイルランド/北アイルランド特別委員会を含めて6つの特別委員会からなる。
https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/876873/Withdrawal-Agreement-Joint-Committee-Fact-Sheet-FINAL.pdf

⁴ Policy Paper – UK Internal Market (9 September 2020)
<https://www.gov.uk/government/publications/uk-internal-market/uk-internal-market>
United Kingdom Internal Market Bill (9 September 2020)
<https://publications.parliament.uk/pa/bills/cbill/58-01/0177/20177.pdf>

⁵ <https://www.instituteforgovernment.org.uk/explainers/internal-market-bill>

⁶ Statement by the European Commission following the extraordinary meeting of the EU-UK Joint Committee (10 September 2020)
https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/statement_20_1607

⁷ Press statement by President von der Leyen on the implementation of the Withdrawal Agreement between the EU and the UK (1 October 2020)
https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/STATEMENT_20_1800

⁸ Joint statement by the co-chairs of the EU-UK Joint Committee (8 December 2020)
https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/STATEMENT_20_2346
Policy Paper – UK Government statement on the UK-EU Joint Committee and the Implementation of the Northern Ireland Protocol (7 December 2020)
<https://www.gov.uk/government/publications/uk-government-statement-on-the-uk-eu-joint-committee-and-the-implementation-of-the-northern-ireland-protocol/uk-government-statement-on-the-uk-eu-joint-committee-and-the-implementation-of-the-northern-ireland-protocol>

⁹ Policy paper – The Northern Ireland Protocol (Last updated 5 January 2021)
<https://www.gov.uk/government/publications/the-northern-ireland-protocol>

- 紛争解決メカニズムの仲裁パネルの議長リスト。
- 議定書の附属書 2（適用される EU の指令・規則）の修正と追記。

3. 2021 年 1 月以降の北アイルランドが関わる手続き

(1) 物品の移動と通関手続き¹⁰

英国政府は、アイルランド/北アイルランド議定書および 2020 年 12 月の同議定書に関する合意に基づき、北アイルランドが介在する物品の移動と通関手続き、税務、物品の種類（工業製品、農産品・飲料、医薬品・医療機器など）と規制に関する各種ガイダンスを公表し、これを随時更新している¹¹。

なお、EU では輸入される製品の関税目分類および原産性について、事業者からの書面による要請に対して当局が書面で回答する事前教示制度が欧州連合関税法典（UCC）に定められているが、グレートブリテンではこれに代わり「事前関税分類教示制度」¹²と「事前原産性教示制度」¹³が設けられた。ただし北アイルランドでは、これまで通りに EU の「拘束的関税分類情報（BTI）」¹⁴と「拘束的原産地情報（BOI）」¹⁵が適用される。

① 北アイルランドからグレートブリテンへの物品の移動¹⁶

北アイルランド適格製品（QNIG: Qualifying Northern Ireland Goods）¹⁷をグレートブリテンに直接移動する方法について、移行期間終了後も変更はない。北アイルランドの事業者は引き続き、制限なく英国全土で物品を上市できる。この取り扱いは、北アイルランドの事業者およびグレートブリテンを本拠として北アイルランドで事業を行う事業者に適用される。北アイルランド適格製品に対する扱いは以下の通り。

¹⁰ Guidance, Trading and moving goods in and out of Northern Ireland (7 December 2020) <https://www.gov.uk/guidance/trading-and-moving-goods-in-and-out-of-northern-ireland>

¹¹ Collection, Moving goods into, out of, or through Northern Ireland <https://www.gov.uk/government/collections/moving-goods-into-out-of-or-through-northern-ireland>

¹² Guidance, Apply for an Advance Tariff Ruling (31 December 2020) <https://www.gov.uk/guidance/apply-for-an-advance-tariff-ruling>

¹³ Guidance, Apply for an Advance Origin Ruling (31 December 2020) <https://www.gov.uk/guidance/apply-for-an-advance-origin-ruling>

¹⁴ Guidance, Apply for a Binding Tariff Information decision (31 December 2020) <https://www.gov.uk/guidance/apply-for-a-binding-tariff-information-decision>

¹⁵ Guidance, Apply for a Binding Origin Information decision (17 February 2016) <https://www.gov.uk/guidance/apply-for-a-binding-origin-information-decision>

¹⁶ The Northern Ireland Protocol - Command Paper (December 2020) https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/950601/Northern_Ireland_Protocol_-_Command_Paper.pdf

Guidance, Moving qualifying goods from Northern Ireland to the rest of the UK (Last updated 13 January 2021) <https://www.gov.uk/guidance/moving-qualifying-goods-from-northern-ireland-to-the-rest-of-the-uk>

¹⁷ 「QNIG 定義規則案」では次のように定義：北アイルランドに存在し、税関の監督、制限、管理の対象にはならない製品、または北アイルランドの加工製品 <https://www.legislation.gov.uk/ukdsi/2020/9780348212969/regulation/3>

- 北アイルランドからグレートブリテンに移動する物品に対する輸出申告、搬出略式申告（EXS: Exit summary declaration）は不要。
- グレートブリテンでの到着時に、物品に対する輸入申告、搬入略式申告（ENS: Entry summary declaration）は不要。
- 物品に関税は適用されず、通関検査、新たな規制適合検査は行われず。規格、規制への適合性に関する追加的な認証は求められない。輸入 VAT の支払いもない。
- 物品が北アイルランドの税関特別手続き対象の場合、認定一時保管施設にある場合、特定の国際的な義務に基づいて特別なプロセスが適用される物品¹⁸の場合は、限定的な例外措置として輸出申告が必要になる。
- アイルランドを経由する場合はトランジット手続きを利用しない限り、EU から英国に輸入する際の手続きに従う必要があるが、英国の関税の支払いは不要。
- 英国の関税や輸入手続きを回避する目的で、北アイルランドを通して物品を移動することはできない。こうした目的による移動には、制裁が科せられる可能性がある。

② グレートブリテンから北アイルランドへの物品の移動¹⁹

英国当局は、北アイルランドに入る物品に対して EU の税関規則を適用する。これは貿易業者に対する新たな管理手続き（電子申告による輸入申告と搬入略式申告）が含まれる。これにより、グレートブリテンと北アイルランドとの取引には関税が発生しないが、その物品がグレートブリテンからアイルランドに入る場合に関税を支払うことになる。なお、この新たな手続きに対応するため、貿易業者は英国政府の新たなサービスである「トレーダーサポートサービス（TSS : Trader Support Service）」を利用できる。

グレートブリテンから北アイルランドへの物品の移動時の主要点は以下の通り。

- 物品には、電子申告による輸入申告と搬入略式申告（安全・セキュリティ情報）を含む新たな管理手続きが行われる。北アイルランド向けの物品に輸出申告と搬出略式申告は不要。リスクレベルにより必要最低限の検査のみを行う。
- トレーダーサポートサービスにより、手続きは完全にデジタル化され簡易となる。
- 物品が EU 域内に移送されるリスクがある場合を除き、英国内の取引に関税の支払いは発生しない（下記 iii. を参照）。関税が発生したものの、物品が英国の関税領域内に留まる場合のために、英国政府は払い戻し制度を設ける。
- 通関業務の管理が必要な全企業に、事業者登録識別（EORI）番号が必要。

¹⁸ こうした物品として、絶滅危惧種、フッ素化ガスとオゾン層破壊物質、有害化学物質、残留性有機汚染物質、薬物前駆化学物質、水銀と水銀添加製品、天然ダイヤモンド、遺伝子組み換え生物（GMO）、火器、大西洋クロマグロ、魚のマジェランアイナメ（メロ）、拷問具が列挙されている：
<https://www.gov.uk/guidance/moving-qualifying-goods-from-northern-ireland-to-the-rest-of-the-uk>

¹⁹ <https://www.gov.uk/guidance/trading-and-moving-goods-in-and-out-of-northern-ireland>
https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/950601/Northern_Ireland_Protocol_-_Command_Paper.pdf

i. トレーダーサポートサービス (TSS: Trader Support Service) ²⁰

英国政府が新たに設けたサービスで、グレートブリテンと北アイルランドの物品の移動および英国外から北アイルランドへの物品の輸入に対して、両地域間で物品を移動する貿易業者を支援し、輸入申告や搬入略式申告など必要な手続きを無料で代行する。TSS を利用する場合は、英国歳入関税庁 (HMRC) の税関システム (CDS) や輸入管理システム (ICS) にアクセスする必要はない。

ii. EORI 番号

2021 年 1 月 1 日から、北アイルランドと EU 域外国 (グレートブリテンを含む) との間の物品の移動、北アイルランドでの輸入申告、同国での税関当局からの承認を得る場合には XI で始まる EORI 番号の取得が必要となる²¹。XI で始まる EORI 番号を取得するには、GB で始まる EORI 番号の取得が条件となる。

iii. 関税と英国トレーダー・スキーム (UK Trader Scheme)

英国と EU はグレートブリテンから北アイルランドに入る物品について、EU 域内に移送される「リスクがない」場合 (not at risk)、すなわち関税が発生しない場合についての取り決めで合意した。これによれば、「リスクがない」とは以下のいずれかの場合である²²。EU 域内に移送されるリスクがあれば、EU の関税が適用される。

- 物品が北アイルランドの最終消費者に対する販売または最終消費者の利用向けであるか、英国の他地域との取引向けの場合。この場合は、輸入者が英国トレーダー・スキーム²³により HMRC の承認を得る必要がある。
- 適用される EU の関税が無税の場合。

なお、加工の目的で物品を北アイルランドに持ち込み、直近の会計年度の売上高が 50 万

²⁰ Press release, Support service for Northern Ireland trade goes live (28 September 2020) <https://www.gov.uk/government/news/support-service-for-northern-ireland-trade-goes-live>
Guidance, Sign up for the Trader Support Service (Last updated 3 December 2020) <https://www.gov.uk/guidance/trader-support-service>

²¹ Get an EORI number <https://www.gov.uk/eori>

²² Guidance, Check if you can declare goods you bring into Northern Ireland not 'at risk' of moving to the EU (14 December 2020) <https://www.gov.uk/guidance/check-if-you-can-declare-goods-you-bring-into-northern-ireland-not-at-risk-of-moving-to-the-eu>
Decision of the Withdrawal Agreement Joint Committee on the determination of goods not at risk (17 December 2020) https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/949846/Decision_of_the_Withdrawal_Agreement_Joint_Committee_on_the_determination_of_goods_not_at_risk.pdf

²³ Guidance, Apply for authorisation for the UK Trader Scheme if you bring goods into Northern Ireland (15 December 2020) <https://www.gov.uk/guidance/apply-for-authorisation-for-the-uk-trader-scheme-if-you-bring-goods-into-northern-ireland-from-1-january-2021>

ポンド未満の事業者の場合も、英国トレーダー・スキームの下で宣言ができる。また、以下に示す特定目的で物品を持ち込む場合も、物品の加工について承認を申請できる。

- 英国の最終消費者への販売を目的とした食品。
- 北アイルランドの輸入者が行う、建設や医療・福祉サービスの直接提供、非営利活動。
- 輸入者による北アイルランドの施設で最終消費される動物飼料の加工。

iv. 衛生植物検疫措置の対象物品²⁴

グレートブリテンから北アイルランドに移動する衛生植物検疫 (SPS) 措置の対象物品は、新たな要件に従う。これはアイルランド島の長年にわたる単一の疫学的地域としての地位を維持するための措置である。一方でグレートブリテンと北アイルランドの間の取引にかかる手続きを簡素化し、北アイルランドの港湾での管理をできるだけ回避することなども取り決められている。英国政府は新たに移動支援制度 (Movement Assistance Scheme) を設けて、生きた動物や動物由来の製品 (POAO)、植物、農産物を移動する事業者に対して新たな要件に対応するための支援を提供する。

v. 食品・飲料・農産物などの移動と暫定措置

食品のグレートブリテンから北アイルランドへの移動については、動物由来の製品 (POAO) を使用する食品・飲料、混合食品には輸出衛生証明 (EHC) が必要である。また、動物飼料やペットフードにも EHC が求められる。しかし、食品・飲料・農産物の移動については、スーパーマーケットや信頼できるサプライヤーなどの認定事業者の場合、2021 年 4 月 1 日までは、輸出衛生証明 (EHC) や植物検疫証明、マーケティング基準証明などが免除される。こうした免除は、混合食品を含めた動物由来の製品を使用した食品・飲料、植物・植物製品、非動物由来の高リスク食品と飼料 (HRFNAO) などが対象となる²⁵。

²⁴ Guidance, Movement Assistance Scheme: get help with moving agrifood goods to Northern Ireland (16 December 2020) <https://www.gov.uk/guidance/movement-assistance-scheme-get-help-with-moving-agrifood-goods-to-northern-ireland>
DAERA in the Northern Ireland Executive : Sanitary and phytosanitary checks and Points of Entry <https://www.daera-ni.gov.uk/articles/sanitary-and-phytosanitary-checks-and-points-entry>

²⁵ Guidance, Export or move food, drink and agricultural products (Last updated 8 January 2021) <https://www.gov.uk/guidance/export-food-and-agricultural-products-special-rules> Guidance, Export or move composite food products (31 December 2020) <https://www.gov.uk/guidance/export-or-move-composite-food-products>
Guidance, Export plants and plant products from Great Britain and Northern Ireland (Last updated 19 January 2021) <https://www.gov.uk/guidance/export-plants-and-plant-products-from-great-britain-and-northern-ireland>
Guidance, Exporting or moving high risk food and feed of non-animal origin to the EU or Northern Ireland (Last updated 24 December 2020) <https://www.gov.uk/guidance/exporting-or-moving-high-risk-food-and-feed-of-non-animal-origin-to-the-eu-or-northern-ireland#grace-period-for-authorised-traders-moving-food-from-gb-to-ni>
Guidance, Export or move animal feed or pet food (Last updated 6 January 2021)

また、EU と北アイルランドへの輸出・移動が制限・許可されていない肉製品についても、一部製品については、2021年6月末までは引き続き北アイルランドへの移動が認められる。英国政府は、その後の恒久的な相互取り決めについても模索を続けるとしている²⁶。

v. 宅配荷物と暫定措置²⁷

宅配事業者や郵便事業者ロイヤル・メール・グループを使って宅配荷物を送る場合、北アイルランドの事業者がグレートブリテンの事業者から 135 ポンド以上の価額の荷物を受け取る場合には、税関申告などの手続きが必要となるが、2021年3月31日までに受け取る荷物については申告を最大3カ月間先送りにできる。4月以降については追って詳細が示される。なお、135ポンド未満の荷物の受領では申告の必要はない。また、北アイルランドに居住する個人が荷物を受け取る場合、グレートブリテンの個人が、北アイルランドの個人や事業者向けに発送する場合、グレートブリテンの事業者が、北アイルランドの個人や事業者に物品税対象品と規制・禁止品を除く荷物を送る場合についても申告の必要はない。

③ 北アイルランドと EU 加盟国との間の物品の移動²⁸

北アイルランドとアイルランドを含む EU 加盟国との間の物品の移動には、移行期間後も実質的な変更はない。以下のように、EU 単一市場内での自由な取引が保証される。

- 新たな事務処理や関税、割り当ては発生せず、原産地規則に基づく検査も行われない。
- 北アイルランドで自由に流通する物品に対して、EU 単一市場内での移動に障壁はない。また、北アイルランドから EU 市場に移送される物品に対して、各 EU 加盟国は関税や障壁を適用できない。これはトランジット手続きを利用する物品にも適用される。
- EU は議定書の第 5 条に基づき、いかなる場合も無関税と自由なアクセスを保証する義務がある。英国政府は、北アイルランドの物品に対して EU 加盟国が義務を侵害しないように、この規定の適用を監視する。
- EU 市場に物品を上市するために取得する認可または認証は、同じ物品を英国市場に上

<https://www.gov.uk/guidance/export-food-for-animals-special-rules>

²⁶ Guidance, Export or move food, drink and agricultural products (Last updated 8 January 2021) <https://www.gov.uk/guidance/export-food-and-agricultural-products-special-rules>
2021年6月末まで移動が認められるのは、鶏・走鳥類・猟鳥の冷凍・冷蔵ひき肉、鶏以外の動物の冷蔵ひき肉、冷蔵肉調理品、EUからグレートブリテンに輸入された肉から作られた未加工肉。なお2021年1月29日の各肉製品別のガイダンスにより、移動を認める肉製品について、2月22日から6月30日までの移動にはEHCが必要で、オンラインサービスを使ってEHCを申請することが明示された。

²⁷ Guidance - Sending parcels between Great Britain and Northern Ireland (31 December 2020) <https://www.gov.uk/guidance/sending-parcels-between-great-britain-and-northern-ireland-from-1-january-2021>

先送りする申告の詳細は追って公表の予定だが、トレーダーサポートサービスに登録してEORI番号を取得し、受領した荷物のインボイス（送り状）と荷物の受領日を保管・記録することが求められる。

²⁸ PROTOCOL ON IRELAND/NORTHERN IRELAND

https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/840230/Revised_Protocol_to_the_Withdrawal_Agreement.pdf

<https://www.gov.uk/guidance/trading-and-moving-goods-in-and-out-of-northern-ireland>

市する場合にも認識され追加の認可は不要となる。この取り扱いは、北アイルランドからグレートブリテンを介して EU に移動する物品にも適用される。

④ 北アイルランドと EU 域外国との物品の移動²⁹

北アイルランドと EU 域外国との取引に関する手続きには、移行期間後も変更はない。

- EU 域外国から輸入される物品には、英国の関税制度が適用される。ただしこれは、①英国トレーダー・スキームで認可された輸入業者によって、北アイルランドの最終消費者に販売、使用されることを目的として移送された製品、かつ EU 関税と英国関税の差が 3 ポイント未満、もしくは②英国の関税額が EU の関税額と同等以上であることが条件となる³⁰。
- 北アイルランドの事業者の負担を回避するため、EU 域外国から北アイルランドに物品を輸入する北アイルランドの事業者もトレーダーサポートサービス (TSS) を受けられる。
- 北アイルランドは、英国の関税領域の一部として、将来的な英国の FTA の恩恵を受ける。また、北アイルランド企業は、ダンピングや補助金など不公平な貿易慣行による産業への損害を保護するための貿易救済措置において、英国の通商政策の恩恵を受ける。ただし、EU に移送されるリスクのある物品は対象から除かれる。
- 北アイルランドで移行期間終了前に生産された物品であっても、EU と自由貿易協定を結ぶ相手国に対する直接輸出や加工後の輸出では EU 原産とはみなされない³¹。

(2) 2021 年 1 月以降の工業物品に適用されるルール

① 工業製品の上市と基準認証³²

移行期間終了後も、北アイルランドは工業製品の上市に関連する EU の全てのルールに準拠する。製品が EU のルールに適合しているとの承認をすでに保持している場合は、引き続き

²⁹ Guidance, Trading and moving goods in and out of Northern Ireland (7 December 2020) <https://www.gov.uk/guidance/trading-and-moving-goods-in-and-out-of-northern-ireland>
Guidance, Check if you can declare goods you bring into Northern Ireland not 'at risk' of moving to the EU (14 December 2020) <https://www.gov.uk/guidance/check-if-you-can-declare-goods-you-bring-into-northern-ireland-not-at-risk-of-moving-to-the-eu>
Decision of the Withdrawal Agreement Joint Committee on the determination of goods not at risk (17 December 2020) https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/949846/Decision_of_the_Withdrawal_Agreement_Joint_Committee_on_the_determination_of_goods_not_at_risk.pdf

³⁰ 北アイルランドでの加工のために物品を持ち込む場合にも英国トレーダー・スキームにより承認を受けられる。「②-iii) 関税と英国トレーダー・スキーム」を参照。

³¹ Guidance Note - Withdrawal of the United Kingdom and EU rules in the field of customs, including preferential origin (REV4: 23 December 2020) https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/brexit_files/info_site/guidance-customs-procedures_en_0_0.pdf

³² Guidance, Placing manufactured goods on the market in Northern Ireland (31 December 2020) <https://www.gov.uk/guidance/placing-manufactured-goods-on-the-market-in-northern-ireland>

き同基準に従って製造し、北アイルランド市場で販売できる。また、北アイルランド適格製品 (QNIG) については、追加の承認を得なくてもグレートブリテン市場に自由にアクセスできる。すなわち関連する基準を満たして承認を得ている製品は、別々に承認を得なくてもグレートブリテン市場と EU 市場の両方で上市できる。

工業製品の大半は EU のニューアプローチ指令に基づく製品であるが、製品別に技術的・手続き上の要件を詳細に定めた EU 指令が適用されるオールドアプローチ製品として、化学品、医薬品、自動車などがある。その他に EU のルールが適用されている製品には医療機器、鉄道相互運用性の構成要素、民生用爆薬、エコデザインとエネルギーラベルが必要な製品、化粧品などがある。なお、国内規則の対象となる製品（非整合製品）は、北アイルランドに適用される特定の規則を含めて英国の規則に準拠する必要がある。

i. 基準適合マーク

移行期間終了後に北アイルランドで製品を上市する場合には、関連する EU のすべてのルールに準拠していることを示す EU の基準適合マークが引き続き必要となる。大部分の工業製品の基準適合マークは CE マークである。一部製品では特定のマークもある。2021 年 1 月 1 日以降の対応は以下の通りとなる。

- 自己宣言に基づいて基準適合マークを付けている場合には、変更は不要。製品は引き続き北アイルランドを含む英国市場と EU 市場で有効となる。
- 北アイルランドで上市するため製品に取得する有効な基準適合マークは、グレートブリテンでも有効となる。
- 製品に第三者適合性評価が義務付けられている場合、または義務ではないが第三者適合性評価を用いる場合は、英国または EU のいずれかの認証機関を利用できる。
 - EU の認証機関を利用する場合：EU の基準適合マーク（通常は CE マーク）のみを適用する。製品は英国市場および EU 市場の全体で有効。
 - 英国の認証機関を利用する場合：EU の基準適合マーク（通常は CE マーク）に加えて UKNI マークも適用される³³。EU の基準適合マークと UKNI マークの両方が付いている製品は EU 市場には上市できない。これは、英国の機関によって実施された適合性評価の結果は EU では認められないため、EU 市場に上市するには CE マークを単独で使用する必要がある。
- CE マークに代わりグレートブリテンで適用される基準適合マークの UKCA マークは、北アイルランドに上市する製品には利用できない。
- グレートブリテン以外かつ EEA 外から北アイルランドに製品を上市する場合は、関連するルールに準拠していることを自己宣言し、EU の基準適合マークを適用できる。第三者適合性評価を必要とする場合は、EEA の認証機関、あるいは EU の要件に準拠した

³³ Guidance - Using the UKNI marking (31 December 2020)
<https://www.gov.uk/guidance/using-the-ukni-marking>

EEA 外の国の適合性評価機関を利用する。

表 1： 上市する市場別に必要な基準適合マーク

製品を上市する市場	上市の詳細	受容されるマーク、または組み合わせ
北アイルランド	EU の適合性評価機関を利用して工業製品を上市	CE
	英国の適合性評価機関を利用して工業製品を上市	UKNI
グレートブリテン	拘束のないアクセスに基づき、北アイルランド適格製品 (QNIG) をグレートブリテンに上市	CE または UKNI
	2021 年 12 月 31 日までに工業製品を上市	UKCA または CE
	2022 年 1 月 1 日以降に工業製品を上市	UKCA
EU 市場	工業製品を上市	CE

注：製品は複数の基準適合マークがついていても受容される場合がある。例えば、CE マークと UKCA マークの両方が付いた製品は EU 市場で上市できる。ただし EU 市場では、CE マークと UKNI マークが付いた製品は受け入れられないため、CE マークを単独で表示しなければならない。

出所：<https://www.gov.uk/guidance/using-the-ukni-marking>

iii. 上市に関与する事業者の責任

移行期間終了後に、グレートブリテンから北アイルランドに初めて製品を持ち込んで上市する事業者は輸入業者となる。輸入業者による確認事項は、製品に自社の詳細が表示されていること、製品が関連規則に準拠し、適切な適合性評価手続きを実施して基準適合マークを付けていること、製造者が適切な技術文書を作成しラベルの要件を順守していること、適合性宣言の写しを 10 年間保管すること、エンドユーザーが理解しやすい言葉で書かれた使用説明書を付けることである³⁴。

特定の製品については、安全性に責任を持つ者を指名する必要がある、EU 法の下では北アイルランドまたは EEA の輸入業者が責任者となる³⁵。移行期間終了前に、認定代理人および責任者として北アイルランドや EEA に拠点を持つ者を指名している場合には変更は不要だが、グレートブリテンに拠点を持つ責任者を指名している場合は変更が必要となる。なお、2021 年 7 月 16 日からは新規則が施行され、一部事業者はサプライチェーン内で適合の役割を実行する者がいなければ、EU または北アイルランド内で認定代理人を指名する必要がある場合がある。詳しいガイダンスは追って公表される予定である³⁶。

北アイルランドの事業者で EU から供給を受けた製品をグレートブリテンで販売する場合、

³⁴ Guidance, Placing manufactured goods on the market in Northern Ireland (31 December 2020) <https://www.gov.uk/guidance/placing-manufactured-goods-on-the-market-in-northern-ireland>

³⁵ 英国政府は、移行期間終了後に国内の認定代理人や輸入事業者の立場・責任が変わる点などについて関連法の改正を進め、特に「2019 年製品安全・計測学等（改正等）（EU 離脱）規則」とこれを一部改正する「2020 年製品安全・計測学等（改正等）（UK (NI) 表示）（EU 離脱）規則」で、製品安全性を規制する多数の国内規則を一括して定義を改正している。ただし両規則は、北アイルランドが「2019 年製品安全・計測学等（改正等）（EU 離脱）規則」の適用対象外であることを明確にしている。ガイダンスでも北アイルランド製品は引き続き EU 関連規則に従うことを明示している。

Guidance, UK product safety and metrology from 1 January 2021 (16 November 2020)

<https://www.gov.uk/guidance/uk-product-safety-and-metrology-from-1-january-2021>

³⁶ Guidance, Placing manufactured goods on the market in Northern Ireland (31 December 2020) <https://www.gov.uk/guidance/placing-manufactured-goods-on-the-market-in-northern-ireland>

その事業者は英国のルールでは輸入業者となる。適切な適合性評価の手続きと基準適合マークが必要だが、これは EU の基準適合マークとなる。このほか、物品に自社の詳細が表示されていること、製造者が適切な技術文書を作成していること、製品が安全でない場合は適切な措置をとることを確かめる必要がある³⁷。

② 化学品と REACH（化学品の登録、評価、認可、制限）規則

英国政府は、移行期間終了後の 2021 年 1 月 1 日から英国版 REACH（UK REACH）制度を導入したが、北アイルランドには引き続き EU の REACH が適用される。なお、移行期間終了後は、北アイルランドを拠点とする事業者は、グレートブリテンを拠点とする事業者による EU REACH の登録を利用できなくなる³⁸。

i. 北アイルランドでの上市と EEA への輸送

原則として、北アイルランドで年間 1 トン以上の化学物質、混合物、成形品を製造または販売するには、欧州化学品庁（ECHA）に登録する必要がある。これは、その物質をグレートブリテンから北アイルランドに輸送し、北アイルランドで上市する場合も同様である。その場合に、製品を輸出するグレートブリテンの事業者は、アイルランドまたは EEA の輸入業者が EU REACH に登録していることを確認するか、北アイルランドまたは EEA で唯一の代理人（OR）を指名し、EU REACH に物質の登録を行っていることが必要となる³⁹。

北アイルランドで製造され EEA に輸送される物質は、登録要件の観点からは輸入扱いにならないため、既存の登録を EU の製造者または輸入業者に移管する必要もなく、EU の唯一の代理人を指名する必要もない。唯一の代理人を指名する場合、北アイルランドに設立された唯一の代理人が EEA の唯一の代理人とみなされる。

北アイルランドで、規制（EC）No 1907/2006 の付属書 XIV に記載された認可対象物質を上市する場合、EU REACH の認可の対象となる。これは物質がグレートブリテンから北アイルランドに輸送されて上市される場合も適用される⁴⁰。

³⁷ Guidance, Placing manufactured goods on the market in Great Britain (31 December 2020)
<https://www.gov.uk/guidance/placing-manufactured-goods-on-the-market-in-great-britain>

³⁸ NI businesses trading qualifying NI goods (QNIG) (Last updated 1 December 2020)
<https://webarchive.nationalarchives.gov.uk/20201211193442/https://www.hse.gov.uk/brexit/scenario11.htm>

³⁹ GB-based downstream users or distributors of EU REACH registered chemicals sourced from the EU/EEA or non-qualifying NI good from Northern Ireland who wish to maintain GB market access (Last updated 1 December 2020)
<https://webarchive.nationalarchives.gov.uk/20201211193307/https://www.hse.gov.uk/brexit/scenario2.htm>

Notice to Stakeholders, “Withdrawal of the United Kingdom and EU rules in the field of chemicals regulation under REACH” (30 March 2020)
https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/notice_to_stakeholders_brexit_reach.pdf

⁴⁰ https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/notice_to_stakeholders_brexit_reach.pdf

ii. 北アイルランドからグレートブリテンへの輸送

北アイルランドの事業者が EU REACH に従って登録した北アイルランド適格製品 (QNIG) を、グレートブリテンの輸入業者または川下ユーザーがグレートブリテンに引き続き持ち込みたい場合に、これを容易にするため、通知システムの「北アイルランド通知」が設けられた⁴¹。グレートブリテンの輸入業者は、北アイルランドから年 1 トン以上を輸入する物質に関する情報を、移行期間終了から 300 日以内に安全衛生庁 (HSE) に提出する。この通知と情報は、グレートブリテンの輸入業者または北アイルランドの供給者のいずれかが提出できる。2021 年 2 月からは、「Comply with UK Reach」と呼ばれるオンラインサービスを使って、通知と情報を提出できるようになった。

③ 医療機器

移行期間終了後、北アイルランドで医療機器を上市する製造者には、以下の要件が適用される⁴²。

- 2021 年 5 月 26 日から EU の医療機器規則 (MDR) が、2022 年 5 月 26 日からは EU の体外診断用医療機器規則 (IVDR) が、上市する医療機器に適用される。
- CE マークが引き続き必要となる。さらに、英国の認証機関が第三者適合性評価を実施する場合には UKNI マークが必要となる。
- 体外診断用医療機器 (IVD) を含む一部の機器は、英国の医薬品・医療製品規制庁 (MHRA) に新たな登録が必要となる。北アイルランドの製造者および認定代理人が上市する一般医療機器 (クラス 1) と一般 IVD は、2021 年 1 月 1 日から登録が必要となったが、その他の医療機器の登録には機器によって 4 カ月 (2021 年 4 月末まで) または 8 カ月 (2021 年 8 月末まで) の猶予期間がある。
- 英国の製造者は、北アイルランドか EU で認定代理人を指名する必要がある。
- 英国外の製造者の大半は英国責任者を指名する必要がある。この責任者は、英国内の規制の連絡窓口となり、規制要件が適用されればそれを順守する。

④ 医薬品

医薬品については EU の規制が北アイルランドに適用されるが、グレートブリテンから北アイルランドに供給される認可医薬品については、2021 年 12 月 31 日までの 1 年間は暫定措置が設けられる。これにより、グレートブリテンで行われたバッチ試験と有資格者 (QP)

⁴¹ GB importers or downstream users of qualifying NI goods registered under EU REACH by a business in Northern Ireland (Northern Ireland notifications)
<https://www.hse.gov.uk/reach/northern-ireland.htm>

⁴² Guidance, Regulating medical devices in the UK (31 December 2020)
<https://www.gov.uk/guidance/regulating-medical-devices-in-the-uk>
Guidance, Guidance for retailers: supplying medical devices to Northern Ireland (5 January 2021) <https://www.gov.uk/guidance/guidance-for-retailers-supplying-medical-devices-to-northern-ireland>

による承認により、北アイルランドに医薬品を供給できる。EEA で行われたバッチ試験と有資格者 (QP) による承認により、グレートブリテン経由での北アイルランドへの供給もできる。2022 年 1 月 1 日以降は、グレートブリテンから北アイルランドへの供給では、北アイルランドまたは EEA 内で行われる輸入管理への対応が必要となる。これには、製造・輸入承認 (MIA: Manufacture and Importation Authorisation) 保有者による輸入、バッチ試験、QP による承認が含まれる⁴³。

臨床試験用医薬品 (IMP: investigational medicinal product) についても 2021 年 12 月 31 日までは、グレートブリテンで行われる QP の承認により北アイルランドに供給できる。2022 年 1 月 1 日以降は、北アイルランド又は EEA 内の MIA (IMP) 保有者による輸入および QP による承認が必要となる⁴⁴。

なお、北アイルランドで認可された医薬品は、グレートブリテンで認可が与えられる。北アイルランドからグレートブリテンへの調達は、卸売目的では輸入責任者 (RPi) ではなく通常の責任者 (RP) の監督のもとで認められる⁴⁵。

⑤ 自動車の型式認証

移行期間終了後も北アイルランドへの自動車の上市では、EU の型式認証規則を順守する必要がある⁴⁶。

- 北アイルランドを含む英国の国外には輸出せず、EU の認証を取得しない製造者は、北アイルランドでの上市に UKNI の認証を取得できる。これは EU の規則に従い、英車両型式認可機関 (VCA) が発行する。
- 北アイルランドで製造されて EU に輸送される自動車は EU への輸出にはならないが、グレートブリテンから北アイルランドに輸送される自動車は EU 域外からの輸入扱いとなる。EU 法の規定により、加盟国を示す固有コードが要求される場合は、「UKNI」として示される。
- EU の認証機関が付与する型式認証およびその改訂または拡張は、北アイルランドで有

⁴³ Guidance, Supplying authorized medicines to Northern Ireland (31 December 2020)
<https://www.gov.uk/guidance/supplying-authorised-medicines-to-northern-ireland>

⁴⁴ Guidance, Supplying investigational medicinal products to Northern Ireland (31 December 2020) <https://www.gov.uk/guidance/supplying-investigational-medicinal-products-to-northern-ireland>

⁴⁵ Guidance, Sourcing medicines for the Great Britain market from an approved country for import or Northern Ireland (31 December 2020) 、詳細なガイダンスは追って公表される予定。
<https://www.gov.uk/guidance/sourcing-medicines-for-the-great-britain-market-from-an-approved-country-for-import-or-northern-ireland>

⁴⁶ Issuing GB type approval from 1 January 2021 (Department for Transport, September 2020)
<https://www.vehicle-certification-agency.gov.uk/wp-content/uploads/2020/09/GB-Type-Approval-Scheme.pdf>

Notice to Stakeholders - Withdrawal of the United Kingdom and EU rules in the field of type-approval of vehicles, systems, components and separate technical units (14 July 2020)
https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/brexit_files/info_site/type_approvals-automotive_vehicles_en.pdf

効だが、英国の認証機関が付与する型式認証およびその改訂または拡張は、北アイルランドでのみ有効で、EU では無効となる。

- 英国の認証機関により型式認証されている場合、「UKNI」の表示はEUの型式認証規則の規定で求められる基準適合マーク、ロゴの横に貼付する。これにより、北アイルランドでは合法的に上市し登録できるが、EUではできない製品であることが識別できる。

(3) 2021年1月以降の税務

① 付加価値税 (VAT) の扱い⁴⁷

アイルランド/北アイルランド議定書により、北アイルランドにおける物品の移動および北アイルランドを介在する物品の移動には、EUのVATルールが適用される。ただし、北アイルランドは英国のVAT制度の一部であり、HMRCが引き続きVATの運用と徴収を担う。なお、サービス取引に関しては、英国のVATルールが北アイルランドにも適用される。

- VATの登録——北アイルランドでの物品の販売には、新たにVAT登録の必要はない。すでにVAT登録をしている場合は、既存のVAT登録が影響を受けることはない。英国全体での全売上高に対して、英国の単一のVAT申告により引き続きVATを計上する。
- 北アイルランドとグレートブリテンまたは第三国との物品取引——グレートブリテンと北アイルランドの間の取引には、輸出入に対するVATが適用される。これは北アイルランドと第三国の間でも同じである。ただし事業者への影響を最小限に抑えるため、運用方法についての実際的な詳細は英国政府が決定する⁴⁸。

⁴⁷ Notice to Stakeholders - Withdrawal of the United Kingdom and EU rules in the field of Value Added Tax (VAT) for goods (REV3: 10 December 2020)
https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/file_import/vat-goods_en.pdf
Policy paper, Accounting for VAT on goods moving between Great Britain and Northern Ireland from 1 January 2021 (Updated 29 January 2021)
<https://www.gov.uk/government/publications/accounting-for-vat-on-goods-moving-between-great-britain-and-northern-ireland-from-1-january-2021/accounting-for-vat-on-goods-moving-between-great-britain-and-northern-ireland-from-1-january-2021>

⁴⁸ 北アイルランドとグレートブリテンの間で移動する物品に対するVATの取り扱いの詳細、および英国・EU外から北アイルランドに輸入される物品へのVAT適用方法については、HMRCのポリシーペーパーを参照できる：
Policy paper, Accounting for VAT on goods moving between Great Britain and Northern Ireland from 1 January 2021 (Updated 29 January 2021) (上記参照)
Policy paper, How VAT will apply for goods imported into Northern Ireland from outside the UK or EU (Updated 29 January 2021)
<https://www.gov.uk/government/publications/accounting-for-vat-on-goods-moving-between-great-britain-and-northern-ireland-from-1-january-2021/accounting-for-vat-when-importing-or-moving-goods-into-northern-ireland-from-outside-the-eu>
グレートブリテンまたはEU域外国から物品を輸入する北アイルランドのVAT登録事業者は、EU域内国にその物品を供給する場合は、再供給免除(OSR: Onward Supply Relief)を申請することで輸入VATは免除され、EU域内の供給国でVATが課される: Guidance, Import VAT relief for goods supplied onward to an EU country (VAT Notice 702/7) (Last updated 31 December 2020)
<https://www.gov.uk/guidance/import-vat-relief-on-goods-imported-for-onward-supply-notice-7027>

- 北アイルランドと EU 加盟国間の物品取引——EU 域内の取引と見なされ、加盟国間の国境を越える物品の供給と移動に適用される EU の全ルールが適用される。

表 2： 物品の動きと VAT の取り扱い

物品の動き	VAT の取り扱い
グレートブリテンから北アイルランド	北アイルランドでの輸入
北アイルランドからグレートブリテン	北アイルランドからの輸出
EU から北アイルランド/北アイルランドから EU	EU 域内の取引
EU 域外国から北アイルランド	北アイルランドでの輸入
北アイルランドから EU 域外国	北アイルランドからの輸出
グレートブリテンから EU	関係する EU 加盟国での輸入
EU からグレートブリテン	関係する EU 加盟国での輸出

出所：https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/file_import/vat-goods_en.pdf

② 物品税の扱い⁴⁹

アイルランド/北アイルランド議定書により移行期間終了後、物品税が課せられる物品（アルコール類、たばこ、燃料）には EU の物品税制度が適用される。物品税を課せられる物品の分類と課税は、物品税の構造と税率に関する製品別の該当する指令が適用される。物品の移動では以下の通りとなる。

- 北アイルランド内の移動——保管と移動に関するルールに変更はなく、EU の物品税の一般的取り決めに関する指令に従う。
- 北アイルランドとグレートブリテンの間の移動——EU の物品税のルールでは EU 域外との輸入または輸出とみなされる。
- 北アイルランドと EU 加盟国間の移動——EU 域内の国境を越えた物品の移動と同じ扱いとなる。北アイルランドの事業者が、物品税一時停止措置の物品を EU 加盟国との間で移動する際には、EU で導入している物品税対象品の移動および監視のシステム（EMCS）⁵⁰のような汎欧州 IT システムを利用する必要がある。

表 3： 物品税対象の物品の動きに対する物品税の取り扱い

物品の動き	移行期間終了後の物品税の取り扱い
NI 内での移動	<ul style="list-style-type: none"> 保管と移動に関するルールに変更はない。 物品税一時停止措置の物品については、代替管理システムの利用を特に認められない限り、引き続き EMCS を使う必要がある。
NI から GB への移動	<ul style="list-style-type: none"> ほぼ変更はない。NI で英国の物品税を納付している場合、物品が GB に移動した際に物品税の納付は不要。 物品税一時停止措置の物品については、代替管理システムの利用を特に

⁴⁹ Notice to Stakeholders - Withdrawal of the United Kingdom and EU rules in the field of excise (REV2: 10 December 2020)
https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/file_import/guidance-excise-ongoing-movements_en_0.pdf

⁵⁰ EMCS (Excise Movement and Control System) :物品税未納の製品の動きをリアルタイムで把握することが可能なシステム。https://ec.europa.eu/taxation_customs/business/excise-duties-alcohol-tobacco-energy/excise-movement-control-system_en

	認められない限り、引き続き EMCS を使う必要がある。
GB から NI への移動 ⁵¹	・ ほぼ変更はない。物品が NI に入った際に物品税が発生するが、GB で納付した物品税は相殺できる。
NI と EU 域外国との輸出入	・ ほぼ変更はない。
GB を経由しない NI と EU 間の移動	・ EU の制度と手続きが適用される。 ・ 物品税納付済みの物品には、引き続き EU の手続きを利用できる。 ・ 物品税一時停止措置の物品には、引き続き EMCS を使う必要がある。
GB、NI、EU 間の移動	・ GB と EU 間の移動は EU 域外との輸出入として扱われる。 ・ 物品税一時停止措置の物品では、EMCS を利用することはできない。
EU を経由する NI から GB への移動	・ 物品が EU から GB に輸出されるまで、EU のルールが適用される。 ・ 物品が NI を離れる時点では物品税の還付を請求できない。GB 到着時に HMRC が物品税の納付を確認すれば、追加の納付は不要。 ・ 物品税一時停止措置の物品での EMCS の利用は、EU を離れる時点で終了する。その後は新たに物品税一時停止措置として EMCS を開始するか、GB 到着時に英国の物品税を納付する。
EU を経由する GB から NI への移動	・ EU への輸出時に英国の物品税の還付を請求できる。EU 到着時に物品を申告し、当該国の物品税を納付するか、物品税一時停止措置とする。 ・ EU 加盟国で物品税を納付した場合は NI 到着時に還付を請求し、英国の物品税を納付する。物品税一時停止措置とした場合は EMCS を使う必要がある。
GB を経由する NI から EU への移動	・ 物品税納付済みの物品では、GB を離れば還付を請求できる。EU 到着時に当該国の物品税を納付するか、EMCS を使い物品税一時停止措置とする。 ・ 物品税一時停止措置の物品は、NI の事業者の保証により EMCS を使う 1 回の移動で、物品の全移動をカバーする必要がある。
GB を経由する EU から NI への移動	・ 物品税納付済みの物品では、物品の GB 到着時に英国の物品税を納付するか物品税一時停止措置とする。 ・ 物品税一時停止措置の物品は、EMCS を使う 1 回の移動で物品の全移動をカバーすることができる。GB 到着時に通関申告を行い一時停止措置を継続するか、英国の物品税を納付するかを選択できる。
NI を経由する GB から EU への移動	・ 物品税納付済みの物品では、物品が NI に入れば EU の手続きに従う。物品が NI を離れる際に、英国の物品税の還付を請求できる。 ・ 物品税一時停止措置の物品では、全移動をカバーするには 2 回の EMCS による移動が必要となる。
NI を経由する EU から GB への移動	・ 物品税納付済みの物品では、GB 到着時に英国の物品税を納付する必要がある。または、GB で物品税一時停止措置を選べる。 ・ 物品税一時停止措置の物品は、全移動をカバーするには 2 回の EMCS による移動が必要となる。

注：NI=北アイルランド、GB=グレートブリテン（英国の北アイルランド以外の地域）

出所：Policy paper, Moving excise goods as freight under the Northern Ireland Protocol from 1 January 2021 (Updated 18 December 2020) <https://www.gov.uk/government/publications/moving-excise-goods-as-freight-under-the-northern-ireland-protocol-from-1-january-2021/moving-excise-goods-as-freight-under-the-northern-ireland-protocol-from-1-january-2021>

4. その他参考情報

<英国政府>

- ・ Collection, Moving goods into, out of, or through Northern Ireland

⁵¹ 物品税対象の物品をグレートブリテンから北アイルランドに小包で送る場合についての詳細は次のガイダンスを参照：Guidance, Moving excise goods from Great Britain to Northern Ireland by parcel (29 January 2021) <https://www.gov.uk/guidance/moving-excise-goods-from-great-britain-to-northern-ireland-by-parcel>

<https://www.gov.uk/government/collections/moving-goods-into-out-of-or-through-northern-ireland>

- Guidance, Trading and moving goods in and out of Northern Ireland (7 December 2020)
<https://www.gov.uk/guidance/trading-and-moving-goods-in-and-out-of-northern-ireland>
- Guidance, Check if you can declare goods you bring into Northern Ireland not ‘at risk’ of moving to the EU (14 December 2020)
<https://www.gov.uk/guidance/check-if-you-can-declare-goods-you-bring-into-northern-ireland-not-at-risk-of-moving-to-the-eu>
- Guidance, Apply for authorisation for the UK Trader Scheme if you bring goods into Northern Ireland (15 December 2020)
<https://www.gov.uk/guidance/apply-for-authorisation-for-the-uk-trader-scheme-if-you-bring-goods-into-northern-ireland-from-1-january-2021>
- Guidance, Placing manufactured goods on the market in Northern Ireland (31 December 2020)
<https://www.gov.uk/guidance/placing-manufactured-goods-on-the-market-in-northern-ireland>
- Guidance, Using the UKNI marking (31 December 2020)
<https://www.gov.uk/guidance/using-the-ukni-marking>
- Guidance, sign up for the Trader Support Service (Last updated 3 December 2020)
<https://www.gov.uk/guidance/trader-support-service>
- Trader Support Service (HMRC) <https://www.tradersupportservice.co.uk/tss>
- Policy paper, VAT: Value Added Tax in Northern Ireland (21 December 2020)
<https://www.gov.uk/government/publications/vat-value-added-tax-in-northern-ireland/vat-value-added-tax-in-northern-ireland>

<欧州委員会>

- Consequences for public administrations, businesses and citizens of the EU (分野別では94件のNotice to StakeholdersやGuidance Noteなどがある)
https://ec.europa.eu/info/relations-united-kingdom/overview/consequences-public-administrations-businesses-and-citizens-eu_en

「移行期間終了後の英国ビジネス関連制度
北アイルランドにおける／を介在する EU・英国間の通関手続き、
税務（関税・VAT）、基準認証」

作成者 日本貿易振興機構（ジェトロ）海外調査部 欧州ロシア CIS 課
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32
Tel. 03-3582-5569

禁無断転載